

姫路獨協大学遺失物取扱基準

(昭和62年6月4日制定)

改正 平成11年10月21日
平成14年 1月17日
平成20年 1月17日
平成20年 9月18日
平成25年 3月28日

(趣旨)

第1条 姫路獨協大学(以下「本学」という。)における遺失物の取扱いについては、遺失物法又はこれに基づく特別の定めがあるもののほか、この基準の定めるところによる。

(遺失物取扱事務等)

第2条 本学構内における遺失物の取扱事務は、学生課において行い、遺失物取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)は、学生部長とし、遺失物取扱担当者(以下「取扱担当者」という。)は、学生課職員とする。

2 取扱責任者は、遺失物に関する事務を統括し、遺失物の受渡し、保管等について取扱担当者を監督する。

3 取扱担当者は、取扱責任者の命を受け、遺失物の受渡し、保管等の事務を行う。

(遺失物の届出)

第3条 遺失物を拾得した者は、当該物件を拾得した時から24時間以内に学生課に届け出なければならない。

(遺失物の処理)

第4条 拾得者から当該物件の届け出があったとき取扱担当者は、遺失物処理簿(様式1)に所要事項を記載し、拾得者に預り書(様式2)を交付(遺失物法第35条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。)するとともに、当該拾得物件に係る公示(様式3)を行うものとする。

2 前項の公示は、拾得した物件の届け出を受けた日から起算して5日間学生課掲示板に掲示して行うものとする。

第5条 取扱担当者は、拾得の届け出を受けていない遺失物について遺失者から照会があったときは、遺失届(様式4)を提出させるものとする。

(遺失物の返還)

第6条 取扱担当者は、保管中の遺失物について遺失者から返還を求められたときは、その遺失場所、日時、物件の内容及び特徴等を聴取するとともに、学生証又は身分を証明するに足る書類を提示させる方法により、正当な権利者であることを確認の上、遺失処理簿に受領印を押印させ返還するものとする。

2 取扱担当者は、前項の規定により、遺失者に当該物件を返還する場合は、拾得者にその旨を通知するものとする。

(警察署長への届出)

第7条 第4条第2項に定める公示の期間内に遺失者が判明しないときは、取扱責任者は、当該物件の届け出を受けた日から起算して7日以内に、所轄の警察署長に拾得物届出書(様式5)を添えて当該物件を届け出るものとする。この場合において取扱責任者は、警察署長から拾得物預り書を受領し、第4条第1項において交付した預り書と引換えに拾得者に交付するものとする。

第8条 取扱責任者は、所轄の警察署長へ届け出た遺失物で遺失物法第7条の公告の日から3箇月以内に遺失者が判明したときは、遺失物返還申出書(様式6)を作成し、遺失者に交付するものとする。この場合において遺失者は当該申出書を持参の上、当該警察署長に遺失物の返還を申し出るものとする。

第9条 前条において公告の日から3箇月を経過しても遺失者が判明しないときは、拾得者は拾得物預り書を持参の上、当該警察署長に遺失物件の返還を申し出るものとする。

(所有権の取得)

第10条 拾得者が本学の教職員であるときは、拾得した物件に関する権利等は、本学に帰属するものとする。

2 取扱責任者は、本学が民法第240条の規定に基づき、拾得した物件に係る所有権を有するに至ったときは、速やかに当該警察署長から当該物件の返還を受けるものとする。

第11条 取扱責任者は、前条第2項において返還を受けた物件については、次により処理するものとする。

(1) 現金については、本学の収入金として繰り入れるものとする。

(2) その他の物件については、本学の物品として受け入れ、供用することが不相当と認められるものについては、不用品とし、当該物件を売払い又は廃棄するものとする。

(雑則)

第12条 第4条第1項、第6条第1項及び第7条において拾得者が本学の教職員、又は拾得物に関する権利をあらかじめ放棄し、若しくは失っている者である場合は、預り書及び拾得物預り書の交付並びに遺失物を返還する場合の拾得者への通知は行わないものとする。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則(平成11年 規程第28号)

この基準は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成14年 規程第1号）

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年1月17日から施行し、平成19年12月10日から適用する。
- 2 この基準適用の際、現に警察署長に差し出されている物件については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 規程第13号）

この基準は、平成20年9月18日から施行する。

附 則（平成25年 規程第13号）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(様式1)

遺失物処理簿

届出	年 月 日 時 分				受理	年 月 日 時 分			
拾 得 物 件	現 金	(総額) 円			紙幣		硬貨		
					円	枚	円	枚	円
	物 品	(品名)			(数量)		(特徴)		
拾 得 日 時		年 月 日 時 分頃							
拾 得 場 所									
拾 得 者	氏 名		所 属		学 籍 番 号				
	住 所	電 話							
権 利 区 分		2 4 時 間 以 内		権 利 喪 失		権 利 放 棄		職 員 取 得	
警 察 署	届 出	年 月 日							
	保 管 証 番 号								
	保 管 満 了	年 月 日							
	受 領	年 月 日							
備 考									
	上記物件を受領いたしました。 年 月 日 (所属・学籍番号) (住 所) (氏 名) 印								

(様式2)

預　　り　　書

拾得物件		特徴等	
<p>上記の物件を預りました。</p> <p style="text-align: center;">年　　月　　日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">姫　路　獨　協　大　学</p>			

備考 この預り書は、本学が所轄の警察署へ拾得物件を届出後、同署から受領の「拾得物預り書」と引き換えますので紛失しないよう保管しておいてください。

(様式3)

拾　得　物　件　公　示

下記物件の拾得の届出がありましたから、心当たりの人は速やかに届け出てください。

年　　月　　日

姫路獨協大学学生課

記

物　　件 (種類及び数量)	
拾　得　の　日　時	
拾　得　の　場　所	

(様式4)

年 月 日

遺失届

姫路獨協大学長殿

所 属	
学籍番号	
氏 名	印
連 絡 先	電話

下記のとおり、遺失しましたのでお届けします。

記

遺 失 物	
日 時	年 月 日 時 分頃
場 所	

(注) 拾得物があった場合は、その都度掲示板に掲示するので確認しておくこと。

(様式5)

拾 得 物 届 出 書

このたび、本学構内において下記のとおり拾得物の届出がありましたのでお届け
します。

記

届出	年 月 日 時 分			受理	年 月 日 時 分			
拾 得 物 件	現 金	(総額)	円	紙幣	硬貨			
					円	枚	円	枚
					円	枚	円	枚
					円	枚	円	枚
	物 品	(品名)		(数量)		(特徴)		
拾 得 日 時	年 月 日 時 分頃							
拾 得 場 所								
拾 得 者	氏 名		所 属		学籍番号			
	住 所	電 話						

年 月 日

警 察 署 長 殿

姫路獨協大学学生部長

(様式6)

遺失物返還申出書

貴警察署へ 年 月 日に届け出ました下記の拾得物件（保管証番号 ）
について、このたび遺失者から返還の申し出があり、本学において確認の結果、遺失
者に相違ないので本人に当該物件の返還をお願いします。

記

届出	年 月 日 時 分			受理	年 月 日 時 分		
拾 得 物 件	現 金	(総額)	円	紙幣	硬貨		
					円 枚	円 枚	円 枚
					円 枚	円 枚	
					円 枚	円 枚	
					円 枚	円 枚	
	物 品	(品名)		(数量)	(特徴)		
拾 得 日 時	年 月 日 時 分頃						
拾 得 場 所							
拾 得 者	氏 名		所 属		学籍番号		
	住 所	電 話					
遺 失 者	氏 名		所 属		学籍番号		
	住 所	電 話					

年 月 日

警 察 署 長 殿

姫路獨協大学学生部長